

子ども・若者の権利の観点からの評価・検証方法についての中間報告書(案)

子ども・若者審議会「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証部会（以下「専門部会」といいます。）では、第3期子ども・若者ワイワイプラン（令和7年度から令和16年度まで）（以下「計画」といいます。）に定められている施策・事業に対する「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証を行うための方法等について5回にわたり検討を行いましたので、報告します。

なお、計画は、西東京市子ども条例（以下「子ども条例」といいます。）に基づいて子どもに関する施策を着実に進めていくための基本となる推進計画としても位置づけられています。

1 「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証について

子ども条例第26条において、市は子どもに関する施策を着実に進めていくため、計画の実施状況について検証する制度を作ることが定められており、市から審議会に毎年度の実施状況が報告されている。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルを活用し、子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているかを検証し改善を進めるため、毎年度、「子ども・若者審議会専門部会」が「子ども・若者の権利の観点」から施策を検証し、改善策を市へ提言すること、市は子ども・若者の意見を聞く場を設け、その意見を計画に反映するよう務めることとしている。

「子ども・若者の権利の観点」からの施策検証は、新たな取組であるため、検証の方法、検証する組織、様々な子どもへの配慮についても検討する必要がある、子ども・若者審議会において「子ども・若者の権利の観点」から評価・検証する方法等についての議論を行うための専門部会が設置された。

2 評価・検証の試行実施について

「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証等を検討するため、試行的に子育て・子育てワイワイプラン（以下「前計画」といいます。）の令和6年度事業の自己評価及び、その自己評価に対する「子どもの評価」を確認し、専門部会において「子どもの権利の観点からの評価・検証」を行った。

（1）事業担当課の自己評価

令和6年度事業について、事業担当課の自己評価欄に「子ども・若者の権利に関わる取組」を追加し、子ども・若者の権利の視点での評価基準に沿って自己評価も行った。

評価の基準については、子どもの権利条約の「4つの原則」を参考に、事業の評価に必要な項目を設定した。

【子どもの視点での評価の基準】

ア 意見表明・参加の観点：事業実施にあたり、子どもの意見を取り入れ反映したか

イ 広報・周知の観点：子どもに事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行ったか。

ウ 子どもの最善の利益の観点：この事業を行うことにより、子どもにどのような効果・影響があったか。

(2) 子どもの評価

子どもに深くかかわる事業・施策について、当事者の子どもはどのように感じているのか、どのような希望があるのかについて市が直接意見を聞くこと、評価を受けることを目的としたワークショップ「ワイワイトーク」及び「出張ワイワイトーク」を実施した。

児童館、公園、図書館、公民館の事業企画・運営や施設の利用方法などに関する子どもの参画の機会確保について、市の事業自己評価を示した上で、子どもが良いと思うところ、改善点を挙げて、市の事業に対する評価をした。

(3) 専門部会における評価・検証

庁内自己評価および子どもの評価をもとに、専門部会において評価・検証を行った。また、併せて課題の整理を行った。

なお、若者の評価については、令和6年度事業においては若者施策が前計画に含まれていなかったため、若者の評価を受けることおよび「若者の権利の観点」からの評価・検証の試行実施は行っていない。

3 評価・検証の試行実施後の課題について

(1) 評価・検証の組織の課題

評価・検証の流れについては、おおむね試行のとおりを実施していくことが可能と考えているが、評価・検証を行う組織の位置づけや、組織が持つ権限等について検討課題が残った。

専門部会委員からは、様々な年齢や背景を持った子どもたちが参加して意見を言える場、市と対話できる場を継続的に持つことが重要であるという意見があった。また子ども条例の認知度などを定期的にチェックして、子ども施策全般に対して子どもの権利が実現できているか、第三者的視点から評価し、市に働きかけることができると良いという意見があった。

また、「若者の評価」について、若者の声を聞く方法を検討する必要がある、評価・検証を行う組織等の課題や組織のメリット・デメリットの確認と併せて、次年度も引き続き専門部会において検討したいと考える。

(2) 事業の庁内自己評価方法について

「子ども・若者の権利」の視点での自己評価について、各事業に子どもがどのように関わっているか具体的な内容の記載が必要である。また、実際に子どもと話し合い、意見を聞いていても、それをどのように事業に反映させるのか明記されていないため、担当課が子どもの意見を反映していく仕組みなどの詳細を記載する必要があると考える。

子どもへの影響や効果について記載する際には、地域社会への参加という視点も持ち、広い視点を持って子どもの状況を確認できると良い。

子どもの意見を取り入れて反映する機会が少ないため、子どもの声を聞く仕組みを作る意識を持つことが必要だと考える。意見箱を置く、インターネット上に書き込めるようにするなど、子どもの要望などが書き込める、話し合えるような仕組みなどを作れると良い。

また、大人が「子ども向け」に考えている事業であっても、子どもが他に選ぶものがないので参加しているのと、子どもの希望を聞いた上での参加は意味が違ってくるため、「それが本当に子どもの意見なのか」というところまで考え、自己評価を記載する必要がある。

自己評価を正しく行うには、事業に関係する職員が「子どもの権利」について正しく認識する

必要があるため、職員への研修や周知を行い、自己評価に使用する様式にも工夫が必要である。

(3) 評価の指標別の課題について

【意見表明・参加の観点から】

- ・ワイワイトークのように意見を言いたい子どもが集まる場も必要であるが、子どもがいる場所（児童館・児童センターや公民館）での出張ワイワイトーク、学校の授業などでも子どもの声を聞いていくなど、子どもが声をあげて良いという文化の醸成をしていくことができると良い。
- ・子どもの評価を受ける・意見表明の方法として、インターネットを活用する方法もあるが、子どもが集まって意見表明できる場所が複数あり、意見表明をする場所・方法を子ども自身が選択できるようになると良い。
- ・ワイワイトークなど自分から積極的に参加する子ども以外にも、不登校や障害のある子どもなど様々な状況にある子どもに意見を聞く方法を検討する必要がある。
- ・専門部会員や事務局が子どもに意見を聞く機会を設けるには限界があるため、施設や関係機関の職員等へ研修を行い、子どもの意見を聞いてもらうということも必要ではないか。
- ・子どもの権利について、子ども本人だけでなく、その周りの大人や地域の支援者にもヒアリングできると良い。

【広報・周知の観点から】

- ・市のホームページのキッズページは情報が探しにくく、「市が実施していることが十分に届いていない」という点が問題ではないか。子どもや若者の情報がまとまっているページが市のホームページにあると良い。
- ・子どもからは、インスタグラムやティックトックなどのSNSの利用についての意見もあったが、利用者が求めないと情報が表示されないという性質があるため、広報としてどのように使えるのかを検討する必要がある。子どもに実際にSNSの投稿記事を作ってもらうことも良いのではないか。
- ・小学校6年生に子ども条例の出張授業を行っているが、中学校でも実施できれば、より子ども条例、子どもの権利について子どもに知ってもらえと考える（教育委員会に来年度からの実施を依頼している）。
- ・学校の授業で子どもの権利を学ぶ機会や子どもの意見表明を取り扱えると良いが、現状の教育課程に追加する余地はほとんどなく、新たな授業として追加することは難しいのが現状である。

【子どもの最善の利益の観点から】

- ・事業を行ったことによって、子どもにどのような影響・効果があったかという視点を持ちながらも、集団としての「子ども」ではなく、一人ひとりの「子ども」の利益が異なるものであるという意識を持つことが必要である。効果をどう測るかということと合わせて、市が事業を行う時に、このような意識を持って取り組み、振り返りを行い、今後の改善につなげていくことが重要ではないか。
- ・子どもが考える利益と大人が考える利益は違うという点や今現在の利益だけでなく、長期的に見てどのような利益がもたらされるか、という視点も必要ではないか。

- ・事業担当課が子どもの最善の利益を意識して事業を行って、自己評価をしていくためには、市職員への子どもの権利の研修が必要だと考える。自己評価をどの程度詳しく行うかについても事前に担当課職員へ説明をした方が良い。
- ・子どもへの影響や効果を数値的に見る方法としては、子どもの精神疾患や非行の割合など、事業によっては統計を使用していくことも可能なのではないかな。

4 今後の検討内容について ※第4回部会での審議内容を反映して整理します。

(1) 検討の期間について

今年度は、前計画に定められている施策・事業の令和6年度事業実績を用いて「子どもの権利の観点」からの評価・検証の試行実施を行い、評価・検証の仕組みを検討した。

令和7年度事業評価・検証からは、「若者」に関する事業が加わるため、専門部会においては、「若者の権利の観点」からの評価・検証についても、若者の声を聞く方法等を丁寧に検討し、事業評価・検証をしていくべきとの結論となった。

また、様々な子ども・若者の権利の評価・検証を行う組織の位置づけや、組織が持つ権限について引き続き検討した上で、最終的に「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証方法や検討組織等についてまとめることとする。

(2) 令和7年度事業のうち、「子ども・若者の権利の観点」から検証する事業について

(3) 「子ども・若者の評価」を受ける事業及びその方法について